

財政関連資料

財政運営戦略の概要（平成22年6月22日 閣議決定）

財政健全化目標

収支(フロー)目標	残高(ストック)目標
<p>① 国・地方の基礎的財政収支(プライマリー・バランス)</p> <ul style="list-style-type: none">遅くとも2015年度までに赤字対GDP比を2010年度から半減遅くとも2020年度までに黒字化 <p>② 国の基礎的財政収支:上記と同様の目標</p> <p>③ 2021年度以降も、財政健全化努力を継続</p>	<p>2021年度以降において、国・地方の公債等残高の対GDP比を安定的に低下させる</p>

※内外の経済の重大な危機等により目標の達成等が著しく困難と認められる場合には、達成時期等の変更等の適切な措置。

財政運営の基本ルール

- (1) 財源確保ルール(「ペイアズユーゴー原則」)
歳出増・歳入減を伴う施策の新たな導入・拡充を行う際は、恒久的な歳出削減・歳入確保措置により安定的な財源を確保。
- (2) 財政赤字縮減ルール
収支目標達成のため、原則として毎年度着実に財政状況を改善。
- (3) 構造的な財政支出に対する財源確保
年金、医療及び介護の給付等の施策に要する社会保障費のような構造的な増加要因である経費には安定的な財源を確保。
- (4) 歳出見直しの基本原則
特別会計を含め全ての歳出分野の無駄の排除を徹底し思い切った予算の組替え。
- (5) 地方財政の安定的な運営
財政健全化は国・地方が相協力しつつ行う。国は、地方の自律性を損ない、地方に負担を転嫁するような施策は行わない。

中期財政フレーム

①国債発行額の抑制	<ul style="list-style-type: none"> 平成23年度の新規国債発行額について、平成22年度予算の水準(約44兆円)を上回らないものとするよう、全力をあげる。 それ以降の新規国債発行額についても、着実に縮減させることを目指し、抑制に全力をあげる。
②歳入面での取組	<ul style="list-style-type: none"> 個人所得課税、法人課税、消費課税、資産課税等にわたる税制の抜本的な改革を行うため、早急に具体的内容を決定することとする。財政健全化目標の達成に向けて、必要な歳入を確保していく。
③歳出面での取組 (平成23～25年度)	<ul style="list-style-type: none"> 平成23年度から平成25年度において、「基礎的財政収支対象経費」(国の一般会計歳出のうち国債費等を除いたもの)について、少なくとも前年度当初予算の同経費の規模(歳出の大枠)を実質的に上回らないこととし、できる限り抑制に努めることとする。 地方の一般財源の総額については、上記期間中実質的に22年度と同水準を確保する。 歳出増につながる施策を新たに実施又は拡充しようとする場合には、当年度当初予算の「基礎的財政収支対象経費」の規模が上記の「歳出の大枠」の範囲内となるよう、恒久的な更なる歳出削減により、これに要する財源を賅うこととする。

- 中期財政フレームに基づく各年度の予算編成:各閣僚別の概算要求枠を設定し、その範囲内で優先順位をつけて要求する
- 中期財政フレームの改訂:毎年半ば頃、翌年度以降3年間の新たな中期財政フレームを定める

平成23～25年度における「基礎的財政収支対象経費」

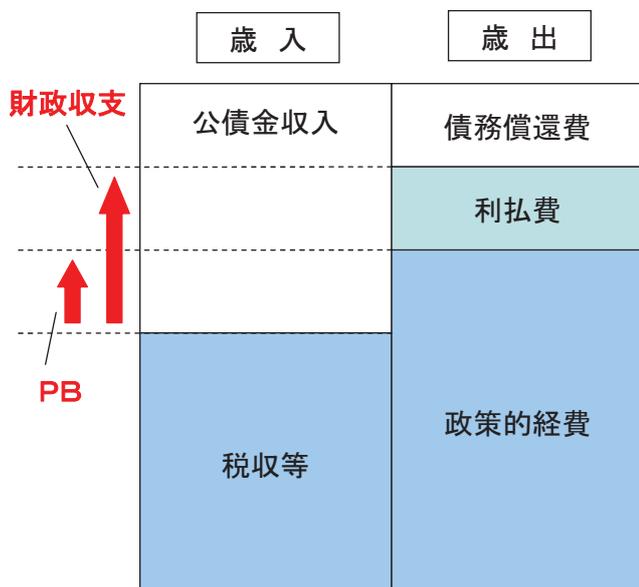
(単位:兆円)

	歳出の大枠		
	23年度	24年度	25年度
基礎的財政収支対象経費 【22年度 70.9】	71	71	71
うち 経済危機対応・地域活性化予備費等 【22年度 1.0】	1.0	1.0	1.0

(注)平成23年度以降の経済危機対応・地域活性化予備費の取扱いについては、予算編成過程で検討。

プライマリー・バランス(PB)の定義について

プライマリー・バランス(PB)とは、その時点で必要とされる政策的経費を、その時点の税収等でどれだけ賅っているかを示す指標(=政策的経費-税収等)。なお、財政収支とは、利払費の扱いが異なる。



PBが均衡している状態では、債務残高対GDP比の分子と分母は次のとおりに変動。

債務残高
PB均衡時には、債務残高は利払費分だけ増加。この利払費は、「債務残高×金利」として計算。したがって、PB均衡時の債務残高は、金利の水準に比例して増大。

GDP
GDPは経済成長率に比例して増減

このため、「債務残高対GDP比」全体の変動は、「金利」と「経済成長率」の水準によって左右される。以上を整理すると、

- PBが均衡している状態では、
- ・金利 > 成長率 ⇒ 債務残高対GDP比は増加
 - ・金利 = 成長率 ⇒ 債務残高対GDP比は一定
 - ・金利 < 成長率 ⇒ 債務残高対GDP比は減少
- 債務残高対GDP比を確実に引き下げるためには、PBに一定の黒字幅を持たせる必要。

財政健全化目標 (「財政運営戦略」平成22年6月22日 閣議決定)

収支(フロー)目標

- ①国・地方の基礎的財政収支:遅くとも2015年度までに赤字対GDP比を2010年度から半減、遅くとも2020年度までに黒字化。
- ②国の基礎的財政収支:上記と同様の目標
- ③2021年度以降も、財政健全化努力を継続

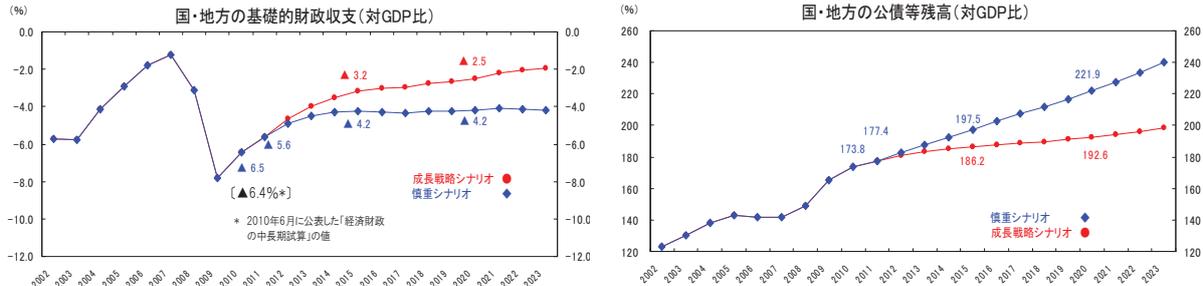
残高(ストック)目標

2021年度以降において、国・地方の公債等残高の対GDP比を安定的に低下させる。

試算結果

試算前提 [歳出:2012年度、2013年度については、基礎的財政収支対象経費を前年度当初予算の規模で横ばい
歳入:「平成23年度税制改正大綱」で示された税制改正事項を反映し、改正後の税制が継続

(参考)経済成長率(2011年度~2020年度の平均) 慎重シナリオ:名目・実質ともに1%台半ば 成長シナリオ:名目3%、実質2%を上回る

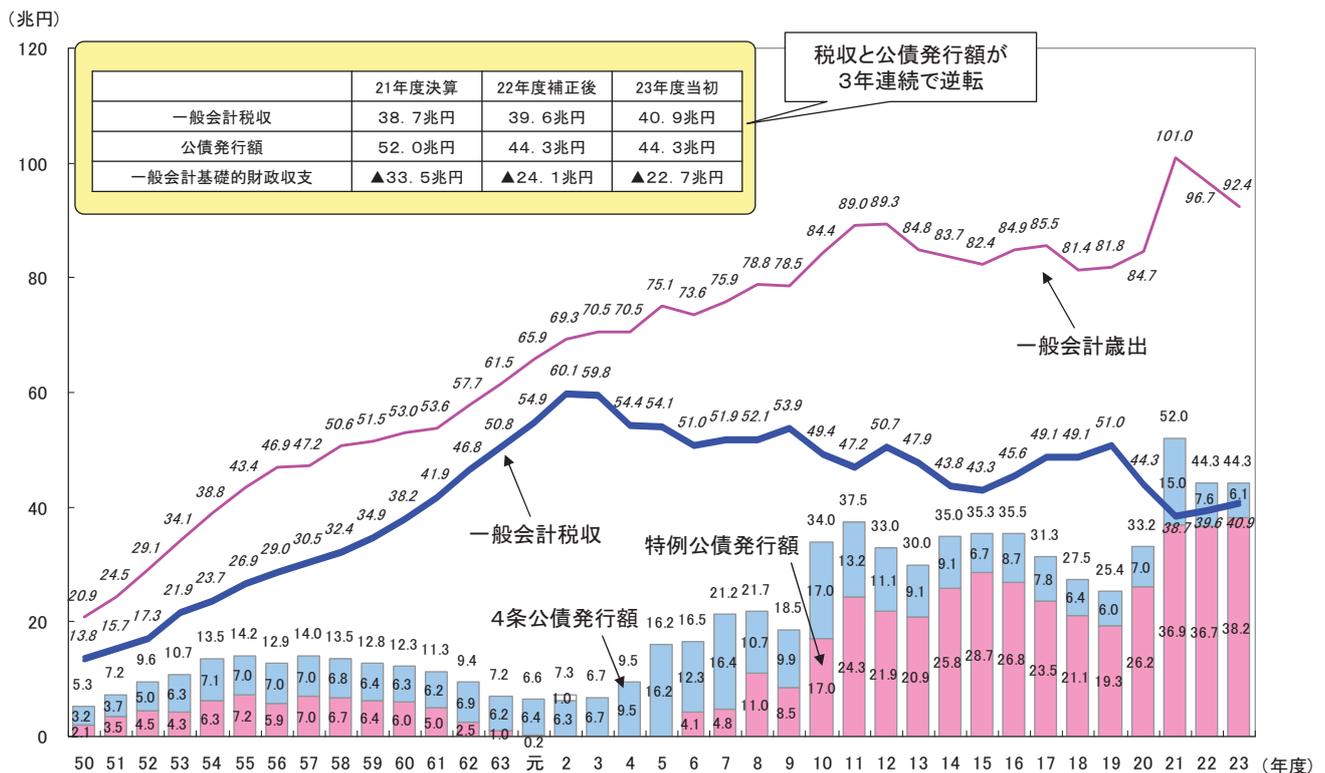


目標達成に必要な収支改善幅(慎重シナリオの場合)

	国+地方			国		
	基礎的財政収支 [対GDP比]	目標値 [対GDP比]	目標達成に必要な 収支改善幅[対GDP比]	基礎的財政収支 [対GDP比]	目標値 [対GDP比]	目標達成に必要な 収支改善幅[対GDP比]
2010年度	▲30.8 [▲6.4%]			▲32.9 [▲6.8%]		
2015年度	▲21.7 [▲4.2%]	▲16.3 [▲3.2%]	5.4 [1.0%]	▲24.8 [▲4.9%]	▲17.4 [▲3.4%]	7.4 [1.5%]
2020年度	▲23.2 [▲4.2%]	0.0 [0.0%]	23.2 [4.2%]	▲25.8 [▲4.6%]	0.0 [0.0%]	25.8 [4.6%]

※ 2010年度の数字は平成22年6月見直し。平成23年1月の見直しでは、国+地方 ▲30.9[▲6.5%]、国▲34.3[▲7.2%]。

一般会計税収、歳出総額及び公債発行額の推移

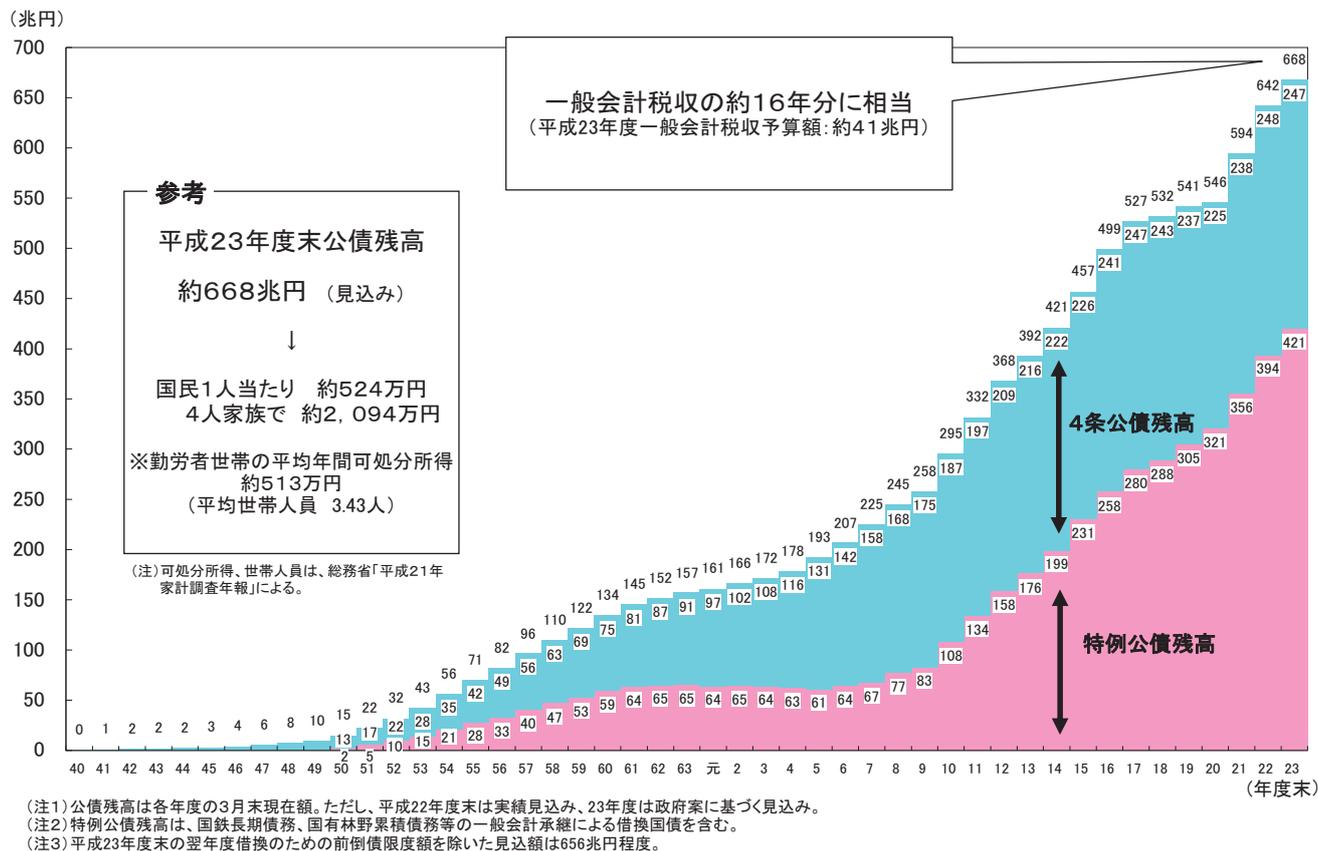


(注1)平成21年度までは決算、22年度は補正後予算、23年度は政府案による。

(注2)平成22年度は、湾岸地域における平和回復活動を支援するための財源を調達するための臨時特別公債を約10兆円発行。

(注3)一般会計基礎的財政収支(プライマリー・バランス)は、「国債費-公債金」として簡便に計算したものであり、SNAベースの中央政府の基礎的財政収支とは異なる。

公債残高の累増



財政収支の国際比較（対GDP比）

暦年	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003
日本	▲6.9	▲5.8	▲7.2	▲8.5	▲8.2	▲6.5	▲7.9	▲8.0
米国	▲3.2	▲1.9	▲0.9	▲0.7	▲0.1	▲2.2	▲5.5	▲6.3
英国	▲4.2	▲2.2	▲0.1	0.9	3.7	0.6	▲2.0	▲3.7
ドイツ	▲3.3	▲2.6	▲2.2	▲1.5	1.3	▲2.8	▲3.6	▲4.0
フランス	▲4.0	▲3.3	▲2.6	▲1.8	▲1.5	▲1.6	▲3.2	▲4.1
イタリア	▲7.0	▲2.7	▲3.1	▲1.8	▲0.9	▲3.1	▲3.0	▲3.5
カナダ	▲2.8	0.2	0.1	1.6	2.9	0.7	▲0.1	▲0.1

暦年	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011
日本	▲6.6	▲5.2	▲3.5	▲2.8	▲3.4	▲8.3	▲8.1	▲7.3
米国	▲5.8	▲4.6	▲3.6	▲4.3	▲7.6	▲12.1	▲11.1	▲9.6
英国	▲3.6	▲3.3	▲2.7	▲2.8	▲4.8	▲11.0	▲9.6	▲8.1
ドイツ	▲3.8	▲3.3	▲1.6	0.3	0.1	▲3.0	▲4.0	▲2.9
フランス	▲3.6	▲3.0	▲2.3	▲2.7	▲3.3	▲7.6	▲7.4	▲6.1
イタリア	▲3.6	▲4.4	▲3.3	▲1.5	▲2.7	▲5.2	▲5.0	▲3.9
カナダ	0.9	1.5	1.6	1.4	▲0.0	▲5.5	▲4.9	▲3.4

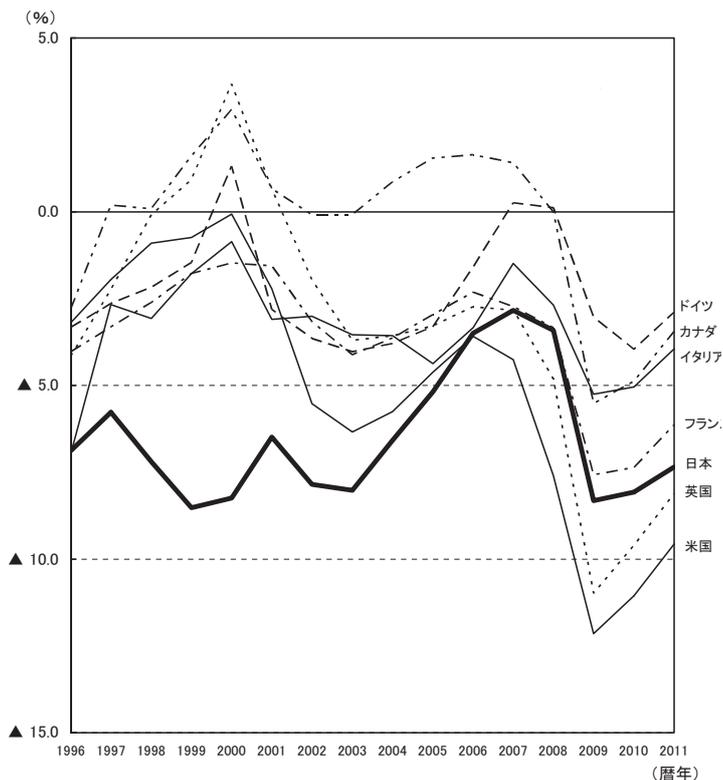
（出典）OECD "Economic Outlook 88"（2010年12月）

※ 数値は一般政府ベース、ただし、日本及び米国は社会保障基金を除いた値。仮にこれを含めれば、以下のとおり。

暦年	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003
日本	▲5.1	▲4.0	▲5.8	▲7.4	▲7.6	▲6.3	▲8.0	▲7.9
米国	▲2.3	▲0.9	0.3	0.7	1.5	▲0.6	▲4.0	▲5.0

暦年	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011
日本	▲6.2	▲4.8	▲3.4	▲3.0	▲3.8	▲8.9	▲8.8	▲8.2
米国	▲4.4	▲3.3	▲2.2	▲2.9	▲6.3	▲11.3	▲10.5	▲8.8

（注1）本資料はOECD "Economic Outlook 88"による2010年12月時点のデータを用いており、2011年度予算（政府案）の内容を反映しているものではない。
（注2）日本の財政収支については、単年度限りの特殊要因を除いた数値。



債務残高の国際比較（対GDP比）

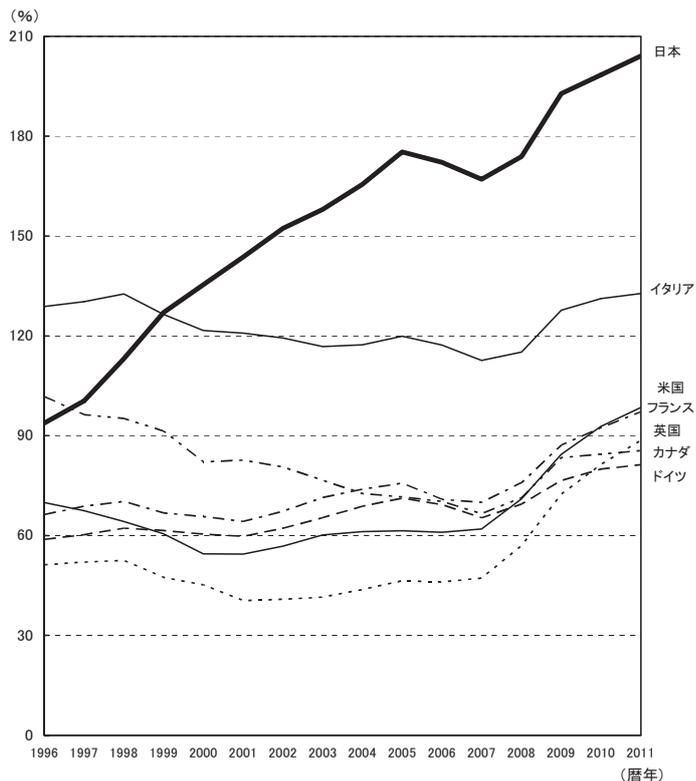
(%)

暦年	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003
日本	93.8	100.5	113.2	127.1	135.4	143.7	152.3	158.0
米国	69.9	67.4	64.2	60.5	54.5	54.4	56.8	60.2
英国	51.2	52.0	52.5	47.4	45.1	40.4	40.8	41.5
ドイツ	58.8	60.3	62.2	61.5	60.4	59.8	62.2	65.4
フランス	66.3	68.8	70.3	66.8	65.6	64.3	67.3	71.4
イタリア	128.9	130.3	132.6	126.4	121.6	120.8	119.4	116.8
カナダ	101.7	96.3	95.2	91.4	82.1	82.7	80.6	76.6

暦年	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011
日本	165.5	175.3	172.2	167.1	173.9	192.8	198.4	204.2
米国	61.2	61.4	60.9	62.0	71.1	84.4	92.8	98.5
英国	43.8	46.4	46.1	47.2	57.0	72.4	81.3	88.6
ドイツ	68.8	71.2	69.3	65.3	69.4	76.5	79.9	81.3
フランス	73.9	75.7	70.9	70.0	75.9	87.1	92.4	97.1
イタリア	117.3	119.9	117.2	112.7	115.1	127.7	131.3	132.7
カナダ	72.6	71.6	70.3	66.5	71.3	83.4	84.4	85.5

(出典)OECD "Economic Outlook 88" (2010年12月)

※ 数値は一般政府ベース。



(注)本資料はOECD "Economic Outlook 88"による2010年12月時点のデータを用いており、2011年度予算(政府案)の内容を反映しているものではない。

純債務残高の国際比較（対GDP比）

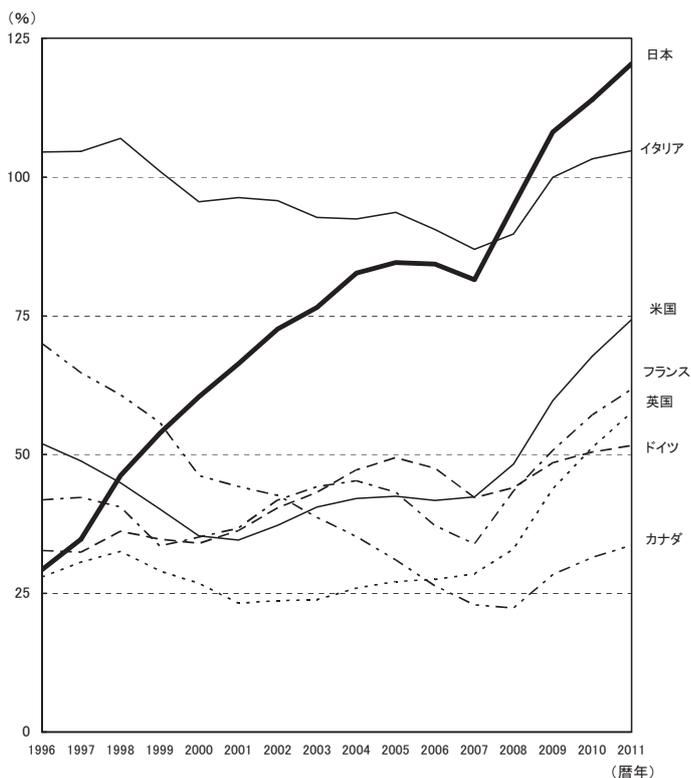
(%)

暦年	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003
日本	29.2	34.8	46.2	53.8	60.4	66.3	72.6	76.5
米国	51.9	48.8	44.9	40.2	35.3	34.6	37.2	40.5
英国	27.9	30.6	32.6	29.0	26.8	23.2	23.7	23.9
ドイツ	32.7	32.4	36.2	34.7	34.0	36.3	40.4	43.2
フランス	41.8	42.3	40.5	33.5	35.1	36.7	41.8	44.2
イタリア	104.5	104.6	107.0	101.1	95.6	96.3	95.7	92.7
カナダ	70.0	64.7	60.8	55.8	46.2	44.3	42.6	38.7

暦年	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011
日本	82.7	84.6	84.3	81.5	94.9	108.2	114.0	120.4
米国	42.1	42.5	41.7	42.4	48.3	59.7	67.8	74.3
英国	25.9	27.1	27.5	28.5	33.0	43.8	51.3	57.6
ドイツ	47.2	49.5	47.5	42.2	44.0	48.5	50.5	51.6
フランス	45.3	43.2	37.2	33.8	43.4	50.8	57.1	61.8
イタリア	92.5	93.7	90.5	87.0	89.7	100.0	103.3	104.7
カナダ	35.2	31.0	26.3	22.9	22.4	28.4	31.4	33.7

(出典)OECD "Economic Outlook 88" (2010年12月)

※ 数値は一般政府ベース。



(注)本資料はOECD "Economic Outlook 88"による2010年12月時点のデータを用いており、2011年度予算(政府案)の内容を反映しているものではない。

国際公約としての財政健全化

平成22年6月26日・27日 G20トロント・サミット宣言

... 先進国は、2013年までに少なくとも赤字を半減させ、2016年までに政府債務の対GDP比を安定化又は低下させる財政計画にコミットした。日本の状況を認識し、我々は、成長戦略とともに最近発表された日本政府の財政健全化計画を歓迎する。深刻な財政課題がある国は、健全化のペースを加速する必要がある。財政健全化計画は、信頼に足る、明確に説明され、国の状況に即して差別化され、経済成長を促進する措置に焦点を当てる。

平成23年5月26日・27日 G8ドーヴィル・サミット首脳宣言

... 欧州は、幾つかの国が直面した国家的債務危機に対処するための措置に関する広範なパッケージを採択しており、引き続き、この状況に決意を持って取り組むとともに、成長を支えるため、構造改革と並行して財政再建を厳しく追求していく。米国は、雇用創出及び経済成長への配慮と統合的な形で、明確かつ信頼性のある中期的な財政健全化枠組みを確立する。日本は、震災後の復興のための資金を供与しつつ、国家財政の持続可能性の問題にも取り組んでいく。

諸外国（G7）の財政健全化目標

参考	財政健全化目標	財政健全化のペース		債務残高対GDP比 (2010年)	名目成長率の見通し (財政収支改善の時期の平均)
		政府見通し (財政収支対GDP比)	財政収支改善幅 (年平均)		
アメリカ 	・オバマ大統領の一期目の任期終了(2013年)までに、ブッシュ前政権から引き継いだ財政赤字(約1.3兆ドル、対GDP比9.2%(2009年1月))を半減させる。 【2010年度大統領予算教書】 ・この10年間の半ばまでに財政赤字を持続可能な水準である対GDP比3%にする。 【2012年度大統領予算教書】	▲10.0%('09) ↓ ▲4.6%('13)	約1.4%/年 (連邦政府ベース)	92.8%	平均3.5%
イギリス 	・2015年度までに、公的部門(一般政府+公的企業)の構造的経常的収支を黒字化 ・2015年度までに、公的部門の純債務残高対GDP比を減少 【2010年度緊急予算】	▲10.0%('10) ↓ ▲1.0%('15)	約1.8%/年 (公的部門ベース)	81.3%	平均5.2%
フランス 	・2013年までに、一般政府の財政収支対GDP比を▲3%以内とし、2016年までに同収支を均衡させる。【2011年予算】 ※財政赤字解消の期限を定め、各年の予算法及び社会保障財政法を拘束する「財政計画基本法」を制定すること等を内容とする憲法改正を行うことについて検討中。	▲7.7%('10) ↓ ▲3.0%('13)	約1.6%/年 (一般政府ベース)	92.4%	平均3.6%
ドイツ 	・2013年までに一般政府の財政収支対GDP比を▲3%以内とする。 【安定化プログラム(2010年2月欧州委提出)】 ・連邦政府の構造的財政収支対GDP比を▲0.35%以内に制限(2011年より移行期間とし、2016年より適用)。【憲法改正(2009年7月)】	▲5.5%('10) ↓ ▲3.0%('13)	約0.8%/年 (一般政府ベース)	79.9%	平均2.8%
イタリア 	・2012年までに、一般政府の財政収支対GDP比を▲3%以内とする。 【安定化プログラム(2010年1月欧州委提出)】	▲5.0%('10) ↓ ▲2.7%('12)	約1.2%/年 (一般政府ベース)	131.3%	平均3.1%
カナダ 	・中期的に財政収支を均衡させる。 【2010年度予算計画(2010年3月閣議決定)】	▲3.1%('10) ↓ ▲0.1%('14)	約0.8%/年 (連邦政府ベース)	84.4%	平均5.0%

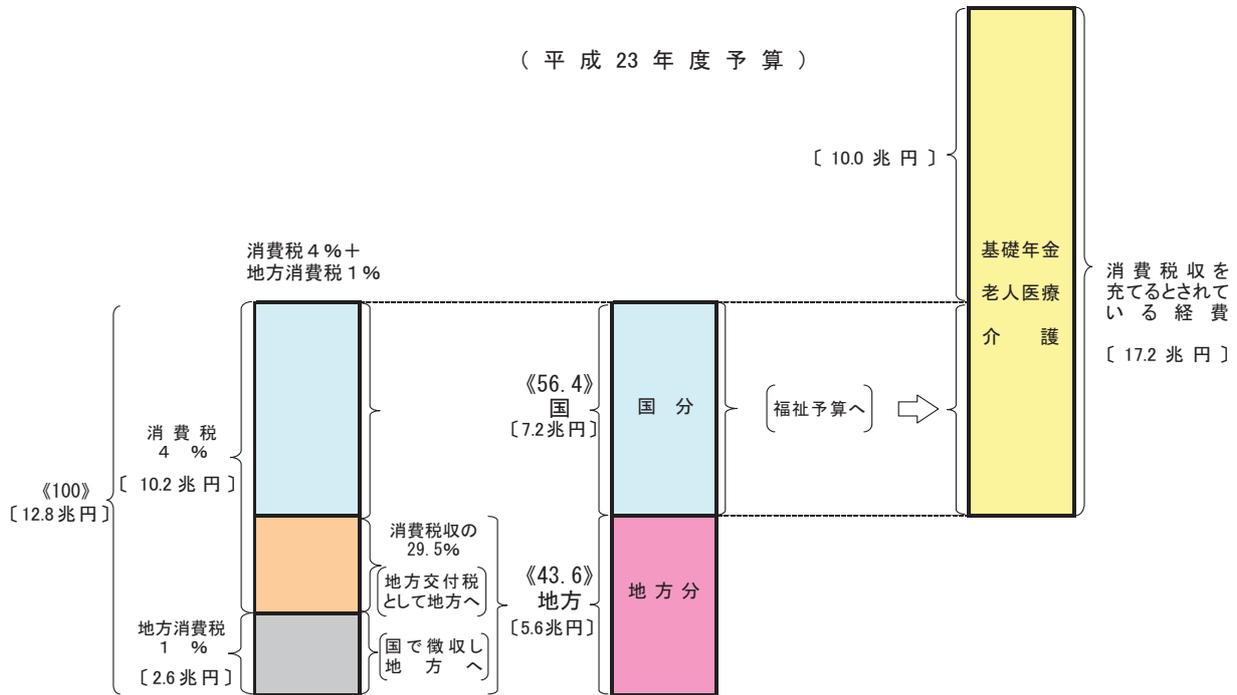
(出典) 「政府見通し(財政収支対GDP比)」「成長率の見通し」: 各国資料、「債務残高対GDP比」: OECD "Economic Outlook 88"

(参考) ・EUにおいては、過剰財政赤字手続を開始するための基準として、原則として、一般政府の財政赤字対GDP比については3%、債務残高対GDP比については60%を超えないことを定めている。なお、過剰財政赤字手続が開始されると、警告、警告を経て制裁措置が発動される。

・EUは、欧州理事会の結論文書(2009年12月)において、財政健全化は、遅くとも2011年には開始し、毎年構造的財政赤字の対GDP比0.5%を超える削減に取り組むことを決定。

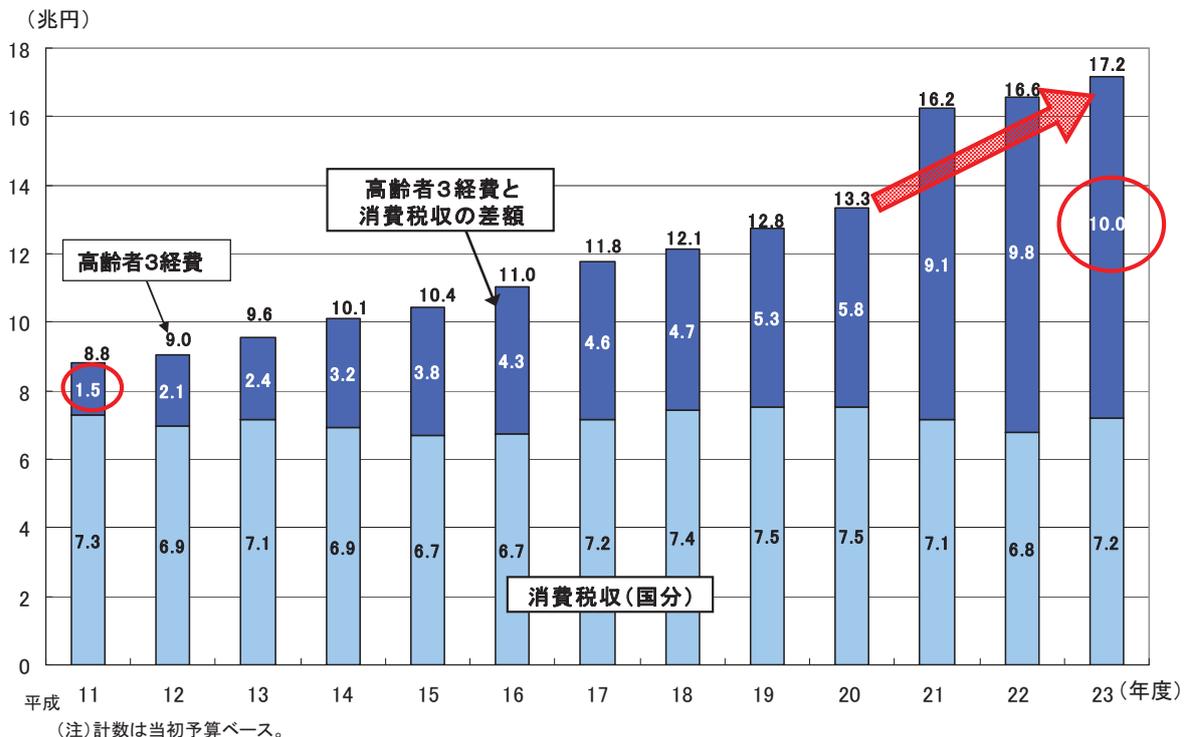
消費税の使途 ①

- 平成11年度から、予算総則上、消費税の収入(地方交付税交付金を除く)は高齢者3経費(基礎年金、老人医療、介護)に充てることとされている。
※予算総則とは、毎年度の財政運営に必要な基礎的事項等について定めるものであり、歳入歳出予算等とともに予算の構成要素として国会の議決対象。(憲法第86条、財政法第16、22条)
- 平成23年度の高齢者3経費と消費税収の差額は、10.0兆円。



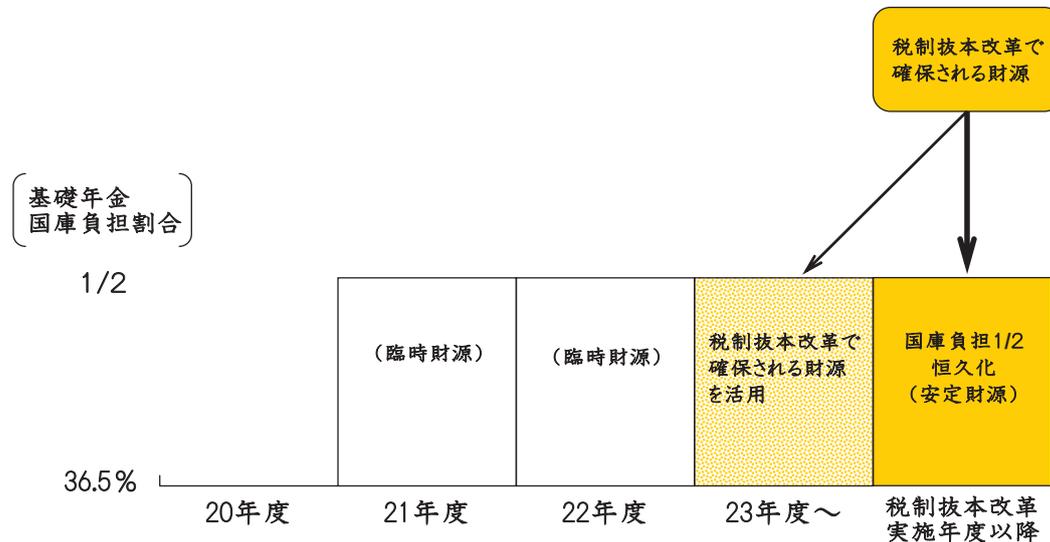
消費税の使途 ②

- 高齢者3経費と消費税収の差額は、平成11年度の1.5兆円から平成23年度には10.0兆円にまで拡大。
- 特に21年度以降には、基礎年金国庫負担1/2への引上げ(16年国民年金法改正)に伴い、差額は更に拡大。



基礎年金国庫負担1/2の財源について

- 年金法では、税制抜本改革により安定財源を確保して、基礎年金国庫負担1/2を恒久化としている。
- 21・22年度は、臨時財源を確保して、国庫負担を1/2とした。
- 23年度(補正後)は、法律上、国庫負担割合は1/2であることを明記しつつ、1/2と36.5%との差額は、税制抜本改革で確保される財源を活用して年金財政に繰り入れることを法制化することとしている。(年金改正法案(修正後))
- 24年度以降は、税制抜本改革により確保される財源を活用して対応することとしている。(年金改正法案)



23年度から税制抜本改革実施年度までの基礎年金国庫負担1/2の財源について (今国会提出の年金改正法案(修正後)の規定)

(趣旨を損なわない範囲で一部省略している。)

附則第14条の3 国庫は、平成23年度における「基礎年金の給付に要する費用」の一部に充てるため、同年度について、「36.5%」のほか、「1/2」と「36.5%」との差額に相当する額を負担する。この場合において、政府は、予算の定めるところにより、当該差額に相当する額及び平成23年度において当該差額に相当する額が年金特別会計国民年金勘定に繰り入れられたとした場合に生じるものと見込まれる運用収入に相当する額を合算した額に達するまでの金額を、税制の抜本的な改革により確保される財源を活用して、一般会計から年金特別会計国民年金勘定に繰り入れるものとする。

附則第16条の2① 特定年度の前年度が平成24年度以後の年度である場合において、当該特定年度の前年度までの各年度における「基礎年金の給付に要する費用」の一部に充てるため、当該各年度について「1/2」と「36.5%」の差額に相当する額を、税制の抜本的な改革により確保される財源を活用して国庫の負担とするよう、必要な法制上及び財政上の措置を講ずるものとする。

※ 税制の抜本的な改革：21年税制改正法附則第104条の規定に従って行われる税制の抜本的な改革

※ 特定年度：税制の抜本的な改革により所要の安定した財源の確保が図られる年度

第1次補正予算時における関連決定事項

平成23年度の基礎年金国庫負担について

(4月19日 国家戦略担当大臣・財務大臣・厚生労働大臣合意)

標記については、(中略)東日本大震災に対処するために要する費用の財源を確保する等の観点から、以下のとおりとする。

- 法律上、平成23年度基礎年金国庫負担割合は2分の1であることを明記する。
- ただし、平成23年度の2分の1と36.5%との差額は、税制抜本改革により確保される財源を活用して、年金財政に繰り入れることを併せて法制化することとする。

平成23年度第1次補正予算等に関して

(4月29日 民主党政務調査会長・自由民主党政務調査会長・公明党政務調査会長合意)

1. 子どもに対する手当の制度的なあり方や高速道路料金割引制度をはじめとする歳出の見直し及び法人税減税等を含む平成23年度税制改正法案の扱いについて、各党で早急に検討を進める。
また、平成23年度第1次補正予算における財源措置として活用した年金臨時財源については、平成23年度第2次補正予算の編成の際にその見直しも含め検討を行う。
これらを前提として、特例公債を発行可能とするための法案について、各党で、成立に向け真摯に検討を進める。
2. 復旧・復興のために必要な財源については、既存歳出の削減とともに、復興のための国債の発行等により賄う。復興のための国債は、従来の国債と区別して管理し、その消化や償還を担保する。
3. 年金財政に対する信頼を確保するためにも、社会保障改革と税制改革の一体的検討は必須の課題であり、政府・与党は、実行可能な案を可及的速やかにかつ明確に示し、国民の理解を求める。